

令和 8 年度第 1 回 地域包括ケア会議
及び在宅医療推進協議会
在宅医療推進協議会リハビリテーション部会

協議：在宅医療推進協議会と リハビリテーション部会の合同開催について

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課
令和8年8月10日

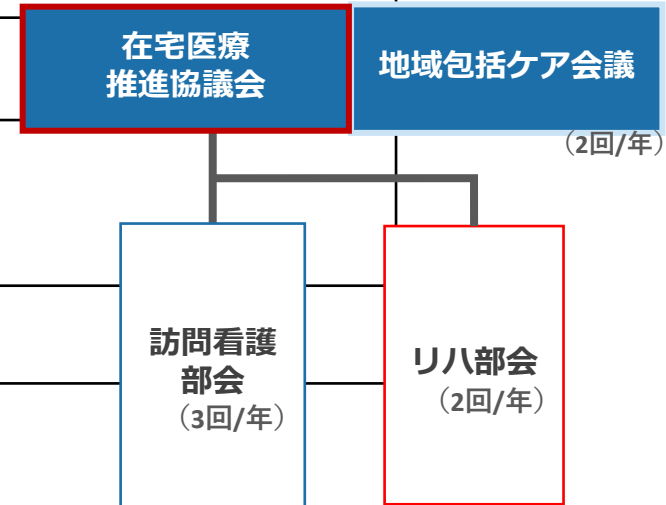
目次

- 本日の「在宅医療推進協議会及び地域包括ケア会議」は、在宅医療推進協議会の部会である「リハビリテーション部会」と合同開催とする。
- 本資料では、合同開催に至った経緯、今後の予定についてご説明する。

- 1 本県における地域リハビリテーション
- 2 新たな地域医療構想と地域リハについて
- 3 今後のリハビリテーション部会について

【参考】在宅医療推進協議会（親会）について

名 称	神奈川県在宅医療推進協議会（地域包括ケア会議と合同開催）
部 会	訪問看護部会・ <u>リハビリテーション部会</u>
目 的	神奈川県における在宅医療の推進を図るため、以下について意見を求める。 (1) 在宅医療の確保に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。 (2) 在宅医療と介護との連携体制の構築に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。 (3) その他在宅医療の推進に係る必要な事項に関すること。 (4) 訪問看護における普及啓発等の取組に関すること。
開催頻度	年2回
構成員数	28人（日本大学名誉教授大道先生※会長 神奈川県立保健福祉大学准教授大島先生※副会長・医師会・歯科医師会等）
選任期間	3年間



【参考】リハビリテーション部会について

名 称	神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会							
目 的	子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができ、地域においてそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが円滑に提供されるよう、連携方策や支援体制の整備等、必要な事項について協議を行う。  所掌事項 (1) リハビリテーションに係る課題の調査・検討に関すること。 (2) リハビリテーション連携推進のための指針の作成・改定に関すること。 (3) リハビリテーション支援体制の整備に関すること。 (4) その他リハビリテーションの推進について必要な事項に関すること。							
開催頻度	年2回（R5～）							
構成員数	22人							
選任期間	2027年12月まで（2年間）							
親 会	神奈川県在宅医療推進協議会 ※地域包括ケア会議（県高齢福祉課所管）と合同開催							
実施状況	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	1 回	1 回	1 回	0 回	1 回	2 回	2 回	2 回

1 本県における地域リハビリテーション

1－1 地域リハビリテーションとは

地域リハビリテーションとは

子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

(神奈川県地域リハビリテーション連携指針)

(日本リハビリテーション病院 地域リハ体制整備マニュアル)



リハビリテーション

低下した心身の機能や生活能力を回復・維持させ、社会生活を送れるようにするための活動。(医療的リハビリから社会参加まで)



インクルーシブ社会の創生

(日本リハビリテーション病院 地域リハ体制整備マニュアル)

≡ 地域共生社会 ≡ 神奈川県：ともいき



インクルーシブ社会を目指すため、(医療＋未病改善＋介護予防＋保健・福祉における)地域住民の心身の機能や生活能力を回復・維持させる活動のすべてを地域リハビリテーションという。

1 - 2 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、**高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。**（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

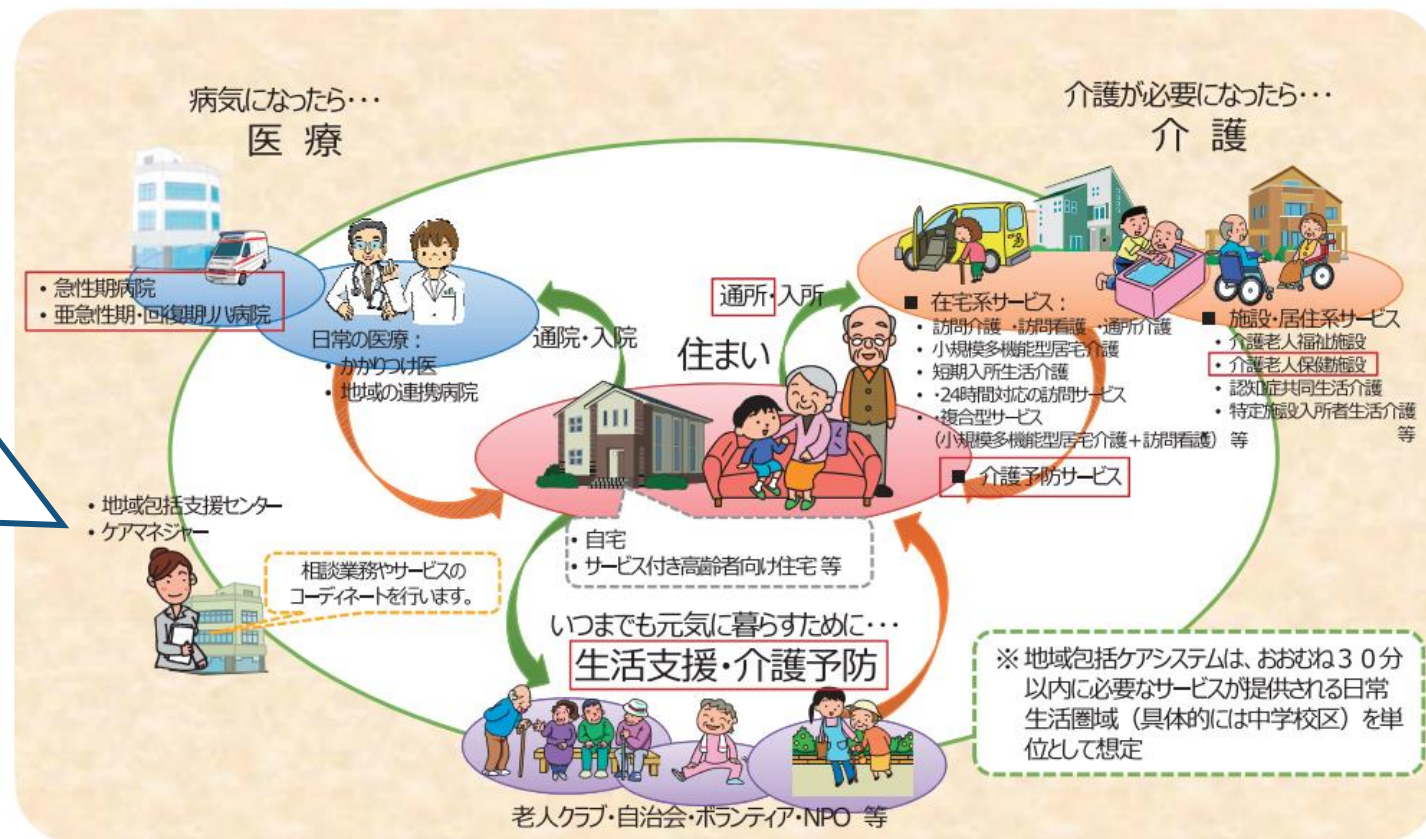
GOAL

目標

・上位概念

地域共生社会の実現

（日本リハビリテーション病院 地域リハ体制整備マニュアル）



□ : リハビリテーション関係の活動

図Ⅱ-1 2025年の地域包括ケアシステムの姿¹⁰⁾とリハビリテーション

国の地域包括ケアシステムは対象を高齢者としている。
本県として目指す姿は、高齢者以外も含めた地域包括ケアシステム。

1 - 3 本県の地域リハビリテーションの目指す先

● 一人ひとりのいのちが輝く「Vibrant INOCHI」

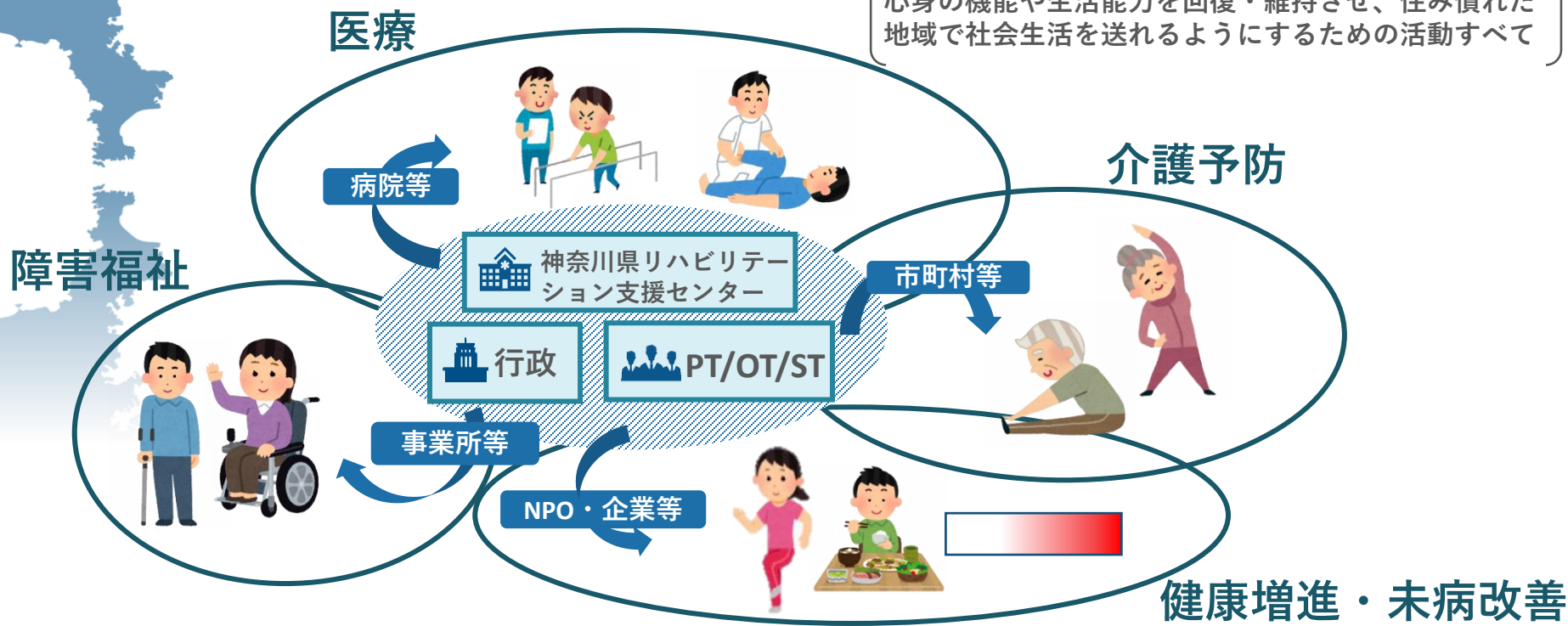
● 地域共生社会（ともいき）の実現 **ともに生きる**



在宅医療

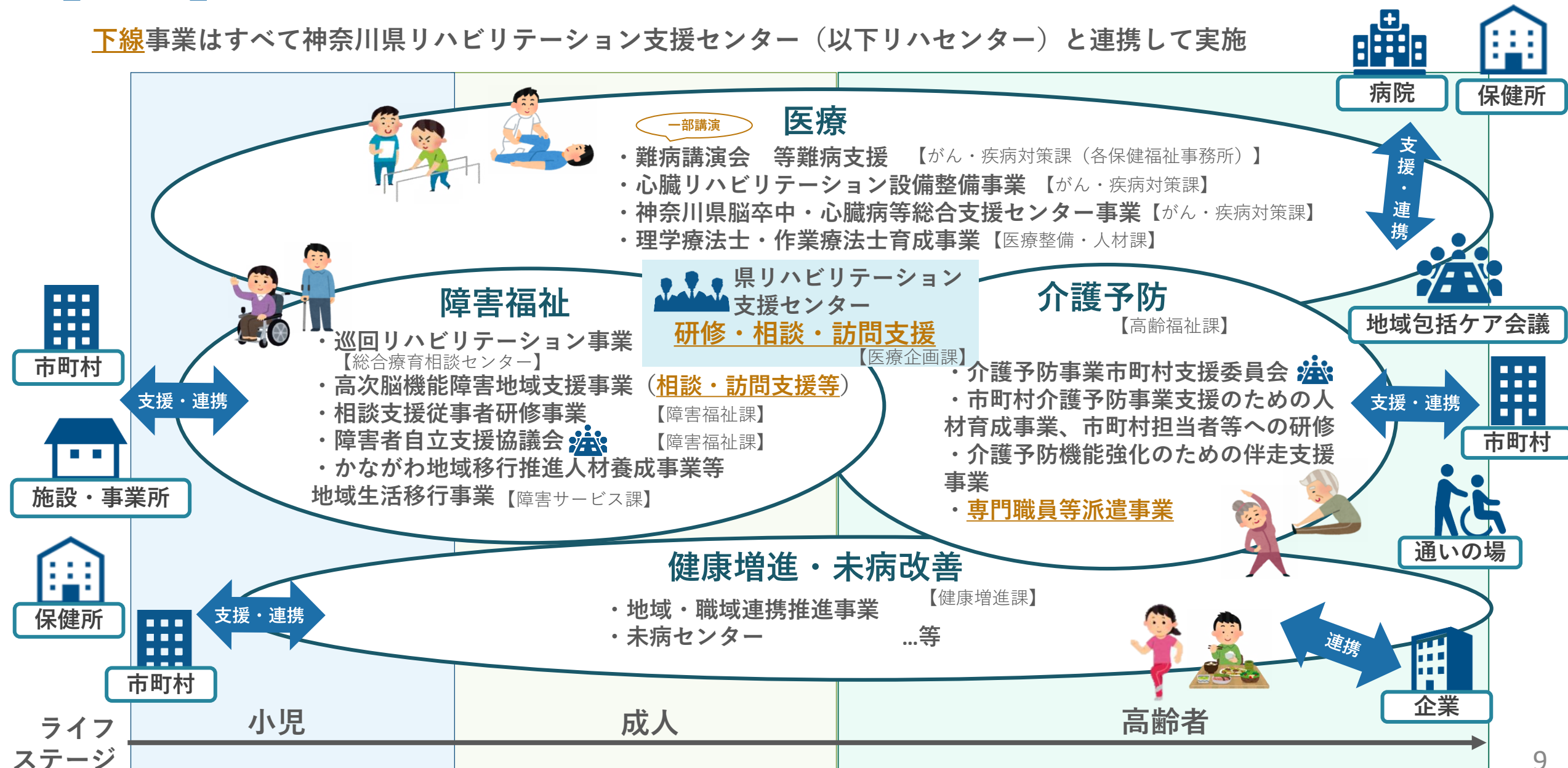
● 地域包括ケアシステムの構築

● 地域リハビリテーション



【参考】県関連事業

下線事業はすべて神奈川県リハビリテーション支援センター（以下リハセンター）と連携して実施



2 新たな地域医療構想と地域リハについて

2 - 1 新たな地域医療構想

令和7年10月15日 第5回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会資料より抜粋

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
 - ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

2－2 新たな地域医療構想におけるリハビリテーション

- 新たな地域医療構想は協議の対象範囲が「入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図る」ものとなり、入院医療と外来・在宅医療、介護連携等について一体的な検討を行っていく必要がある。
- リハビリテーションは、どの段階においても関連するものであり、「地域医療構想ガイドライン」においても、入院医療、外来医療、在宅医療、介護との連携等の場面において、リハビリテーションの関わりが明記されている。

項目	「地域医療構想ガイドライン」より抜粋
在宅医療	● 在宅医療の提供に当たっては、医師による訪問診療・往診や訪問看護だけでなく、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問介護や通所リハビリテーションをはじめとする介護保険サービス等が、患者の状態や生活の状況に応じて適切かつ一体的に提供されるよう、多職種が連携して、地域の在宅療養患者を面として支えることが重要である
介護との連携	● 早期退院に向けた取組については、医療と介護の相互理解を前提として、例えば、認知症を有する入院患者がリハビリテーション等を継続する必要がある場合に介護老人保健施設を退院先として適切に活用するなど、介護保険施設との連携により早期退院につなげられるよう取り組むことが重要 ● 介護老人保健施設は、要介護者にリハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設であるとともに、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設である

3 今後のリハビリテーション部会について

3－1 今後の部会について

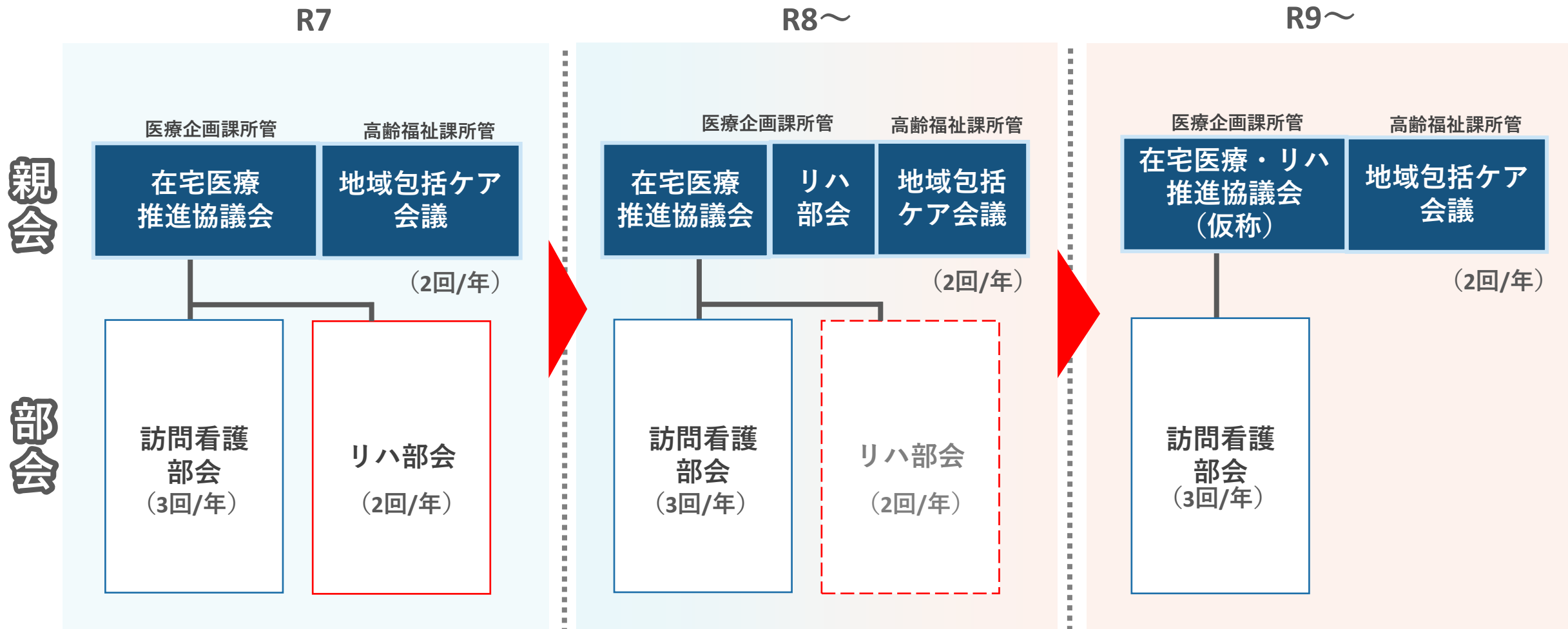
現状の課題感

- ・ 医療分野（入院・外来・在宅）におけるリハビリテーションの一層の充実とともに、今後ますます需要増が見込まれる地域の介護分野等におけるリハビリテーションの充実が課題。
- ・ 医療と介護の連携をさらに促進し、リハビリテーションのさらなる充実を図るためには、医療・介護関係者と行政（県・市町村）が一体となった「地域包括ケア」「地域共生社会」という視点からの体制構築が必要。
- ・ そうした中、リハビリテーション部会では、医療・介護の一体的な議論が不足している印象。
- ・ 議論されているテーマも、県委託事業の事業結果の情報共有などに留まっており、親会との連携が十分に取れているとは言い難い。

今後について

- ・ 親会では、医療・介護関係者間で議論を行うため、引き続き、「在宅医療推進協議会」（所管：医療企画課）と「地域包括ケア会議」（所管：高齢福祉課）を合同開催し、医療・介護連携に取り組んでいく。
- ・ 令和8年度以降の親会は『新たな地域医療構想』の策定に向けて在宅医療・介護の議論を行う予定であるため、リハ部会についても親会との合同開催により、在宅医療・介護にリハも含めた一体的な議論を実施する。
- ・ 合同開催の状況も見ても、問題がなければ、親会との統合に向けた検討を実施する。

3-2 今後のリハ部会のイメージ



3 - 3 スケジュール案

【R8】

【R9】

リハ部会

在宅推進協議会

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
				【合同開催】リハ部会・在宅協議会				【合同開催】リハ部会・在宅協議会（リハ部会クローズ）								在宅・リハ協議会						在宅・リハ協議会		

合同開催に支障がなければ在宅協議会・リハ部会の統合に向けた調整を実施

委員構成を見直し、委員改選

【参考】リハビリテーション部会 議題一覧

		R5第1回	R5第2回	R6第1回	R6第2回	R7第1回	R7第2回
高齢福祉課		地域リハに関する実態把握調査に基づく施策の検討	第9期かながわ高齢者保健福祉計画案について	病院等へのヒアリングの実施について	高齢福祉課の実施する市町村支援の方向性	地域リハ施策に係る市町村支援について	神奈川県介護予防事業市町村支援委員会専門部会開催報告（専門職員等派遣事業の施策の方向性について）
医療企画課	リハセンター委託事業	R4実績報告	R5研修実施状況報告	R5実績報告	R6研修実施状況報告	R6 実績報告	R7研修の実施状況報告
	第8次保健医療計画	素案について	計画案について	計画について	—	進捗評価について	神奈川県第8次保健医療計画（地域リハビリテーション）の施策の方向性に基づく指標
	その他	—	—	—	R7地域リハ事業の予算措置状況、足柄地域の実績報告	委員よりお知らせ	R7神奈川県在宅医療推進協議会開催結果概要、神奈川県の地域リハビリテーションの今後について

本日も伺いたいこと

スライド14

3－1 今後の部会についてご意見をいただきたい。

(例) 合同開催にあたり留意してほしい点
統合にあたり検討してほしい点 等